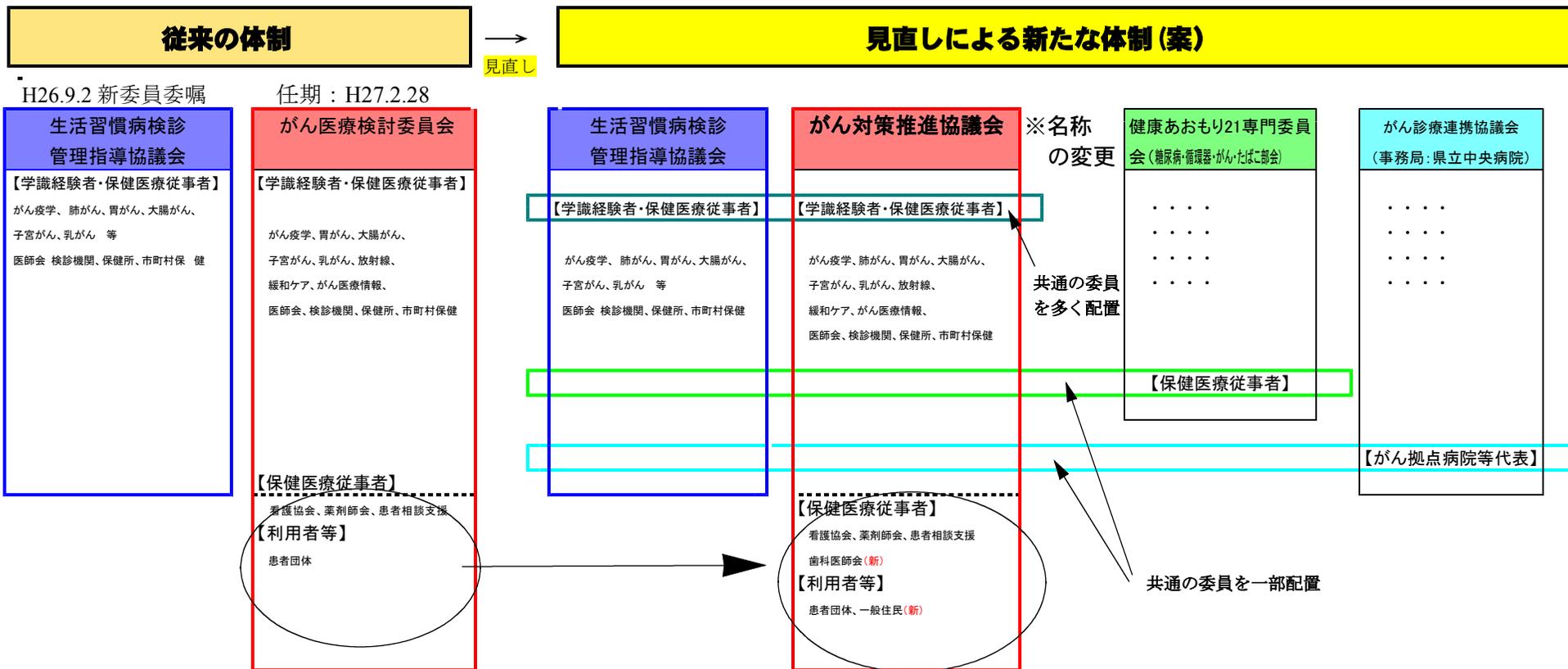


がん対策推進体制の見直し(図)



【見直しの考え方】 共通の委員を配置することで連携を図る(3~5名程度)。(委員会間の意志疎通、協議内容の共有化等を狙いとする)

※① 「がん医療検討委員会」を「がん対策推進協議会」に改称し、設置目的に県がん対策推進計画の策定等を明記するほか、医療だけではなく、がん対策全般を扱う。

※② 「がん医療検討委員会」については一部を除き、「生活習慣病検診管理指導協議会」と委員の構成が類似している(学識経験者(大学教授)、保健医療従事者(医療機関、がん検診機関、保健所、県医師会等)で構成)ことから、共通の委員を多く配置することにより連携を図る。

※③ 「がん」を含めた生活習慣病全般の予防部門を検討する「健康あおもり21専門委員会(糖尿病・循環器病・がん・たばこ部会)」やがん診療の現場となる医療機関の協議組織である「青森県がん診療連携協議会(事務局: 県病)」とは、一部に共通の委員を配置することで連携を図る。